



就学援助費

新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

袋井市教育委員会

袋井市では、経済的な理由で就学が困難なお子様の保護者の方に対して、給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。（以下「就学援助費」という）

この就学援助費の一つとして、入学に必要な「新入学学用品費」の入学前支給を実施しますので、希望される方は、以下の内容を御確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

- ※ 審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
- ※ 新入学学用品費の入学前支給を申請し、支給を受けた方は、令和6年度の就学援助費の準要保護児童生徒として認定されますので、4月以降に就学援助費の申請は必要ありません。

1 新入学学用品費の入学前支給を受けられることができる方

次の(1) (2) (3) の全ての要件に該当する方

- (1) お子様が令和6年4月に中学校に入学予定の方
- (2) 令和6年1月に袋井市に居住している方
(令和6年3月末までに市外へ転出する予定の方を除く)
- (3) 3 ページの<援助を受けられることができる方>の該当理由のいずれかに該当する方

2 申請方法等

(1) 提出書類

- ア 就学援助費支給申請書（入学前申請用）
- イ 世帯全員の「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」
(無職で収入のない方も提出してください。ただし、中学生以下、16歳以上の学生で収入のない方は除く。)
- ウ その他3ページの該当理由を証明する書類

※不備がある場合は、認定ができません。

(2) 申請期限

令和5年11月30日（木）まで

(3) 申請先

お子様の通っている市立小学校

3 支給額・支給時期等

- (1) 支給額 63,000円
- (2) 支給時期 令和6年1月末予定
- (3) 支給方法 お子様の在籍する市立小学校を通して支払います。
- (4) 結果通知 令和6年1月中旬までに書面にて通知

4 注意事項

- (1) 就学援助では、同じ家に住んでいる方（祖父母・兄弟姉妹等）を同一世帯とみなします。
例えば、同じ家に祖父母が居住している場合は、たとえ住民票が別であっても同一世帯に含めます。また、父親又は母親が単身赴任等で世帯が別であっても世帯に含めます。
申請書の「家庭（世帯）の状況」欄の記入や経済状態が分かる書類を準備する際には、祖父母などの記入漏れや書類に不備がないようご注意ください。
- (2) 生活保護受給中の方について
生活保護受給者は、生活保護費の中に入学準備金が含まれていますので、新入学学用品費の入学前支給の申請は必要ありません。
- (3) 新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、袋井市外へ転出した場合は、転出先の自治体へ、新入学学用品費の支給を受けた旨を袋井市教育委員会から通知します。
- (4) 令和6年3月末までに、婚姻等により世帯状況が変わる可能性がある場合には、事前に教育委員会へご相談ください。
- (5) **偽りその他不正な手段により受給した場合には、新入学学用品費を返還していただきます。**
- (6) すでに就学援助の準要保護認定を受けている兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹の令和6年度の継続認定を併せて行いますので、「就学援助対象児童生徒又は小学校就学予定者」の欄に記入をしてください。
- (7) 新小学1年生と新中学1年生のお子さまがいる場合には、新小学1年生分は教育委員会から、新中学1年生分は小学校から支給します。

<援助を受けることができる方>

該当理由		証明書類
1	生活保護を受けている方	申請書、証明書類の提出は不要
2	生活保護法の規定に基づき保護の停止又は廃止の措置を受けた方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書
3	世帯全員の市町村民税が非課税である方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書
4	市町村民税が減免された方（課税対象者全員）	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・市県民税減免承認通知書（写） ・税額変更（決定）通知書（写）
5	個人の事業税が減免された方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・事業税変更通知書
6	固定資産税が減免された方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・市税減免承認通知書（写） ・税額変更（決定）通知書（写）
7	国民年金の掛金が減免された方（課税対象者全員）	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・国民年金保険料免除申請承認通知書（写）
8	国民健康保険税の減免又は徴収が猶予された方（課税対象者全員）	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・国民健康保険税減免決定通知書（写） ・賦課更正決定通知書（写）
9	児童扶養手当の支給を受けている方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・児童扶養手当証書（写） ※令和6年度まで有効のもの ※全支給停止は対象外
10	生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・生活福祉資金貸付決定通知書（写）
11	主たる所得者の失業、失踪、離婚、疾病、死亡又は世帯への災害等により、年度中に急激に生活状態が悪化したと教育委員会が認めた方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・失業給付受給者証（写）（失業している方） ・罹災証明書（写） ・診断書
12	収入の不安定等により生活状態が悪く、当該世帯に対する就学援助の必要性を教育委員会が認めた方	・令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書 ・直近の給与明細書（写）等収入が確認できる書類（3ヶ月程度）

※「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」は、申請時にお子さまと実際に居住を共にしている方全員分を提出してください。

※2～10は、本年度において当該措置を受けた方を対象とします。

就学援助【新入学学用品費入学前支給】Q & A

Q1. 入学前に市外へ引っ越す予定です。
申請することはできますか？



A1. 袋井市内に居住し、中学校へ入学するお子様の保護者が対象となるため、申請することはできません。

Q2. 新入学学用品費の入学前支給をされた場合、
令和6年度の就学援助費も申請が必要ですか？



A2. 新入学学用品費の支給にあたり、就学援助の対象生徒として認定されるため、追加申請の必要はありません。
ただし、入学後の新入学学用品費の支給は対象外となります。

Q3. 祖父母と同居しています。
祖父母の所得課税証明書も必要ですか？



A3. 世帯の分離等に関係なく、同居の方全員について、所得課税証明書の提出が必要です。

Q4. 入学前に新入学学用品費を支給してもらう必要はありませんが、4月以降に就学援助支給を希望しています。その場合、新入学用品費はもらえますか？



A4. 袋井市内に居住し、中学校に入学した生徒の保護者の場合、4月末日までに認定された場合には、7月に支給をする予定です。

Q5. 「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」を揃えることができません。どうすればいいですか？



A5. 世帯全員の「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」の提出は必須となります。

- ・確定申告等税の申告が済んでない場合には、証明書が交付されませんので、申告をしていただき、提出をしてください。
- ・令和5年1月1日以降に日本へ入国し、所得課税証明書が発行できない場合には、直近の給料明細（3ヶ月分）を提出してください。

<お問い合わせ先>

袋井市教育委員会 教育企画課 教育総務係
電話：0538-86-3111